PART2 自衛隊

Chapter1　自衛隊の設置とあゆみ

目標
自衛隊発足までの3段階の過程を覚えよう。
自衛隊の指揮監督権をもつ内閣総理大臣・防衛大臣の条件とは何だろう。

1　自衛隊の設置

1950年　〔　　　　　〕**戦争**勃発（53年に休戦）
※アメリカは日本を国連軍の中継地として利用。
〔　　　　　　　　　　〕発足
※GHQ〔連合国軍総司令部〕の指令により，米軍出撃後の日本の治安維持にあたる陸上部隊。

1951年　**サンフランシスコ平和条約調印・日米安全保障条約**

1952年　サンフランシスコ平和条約発効・**日米行政協定**
海上警備隊（のちの警備隊）発足
〔　　　　　　　〕発足
※警察予備隊を増強・改組した陸上部隊。

1954年　〔　　　　　　　〕**協定**〔日米相互防衛援助協定〕締結
※アメリカの経済援助を受ける代わりに，日本は防衛力増強の義務を負う。
〔　　　　　　　〕発足・自衛隊法制定→吉田茂内閣
※保安隊と警備隊を統合し航空部門も加える（陸上・海上・航空自衛隊）。「**戦力**」ではなく「自衛のための必要最小限度の〔　　　　　〕」である**自衛隊の最高指揮監督権は内閣総理大臣がもつ**が，その存在自体が〔　　　　　〕**改憲**との批判もある。

シビリアン＝コントロール

※「**専守防衛**」「国際貢献」「災害派遣」などにあたる自衛隊の行動については，例えば内閣総理大臣による出動命令にも国会の承認が必要。

防衛庁設置
※防衛庁長官は〔　　　　　〕＝職業軍人でない人＝現役自衛官以外の人に限る。
これを「**文民統制〔シビリアン＝コントロール〕**の原則」と呼ぶ。

2 自衛隊のあゆみ

1960年　日米相互協力及び安全保障条約〔新日米安全保障条約〕・日米地位協定

1976年　防衛費のＧＮＰ〔国民総生産〕１％枠を閣議決定→三木武夫内閣

1978年　**日米防衛協力のための指針〔ガイドライン〕**

1987年　防衛費ＧＮＰ１％枠を突破→中曽根康弘内閣が枠を撤廃し総額明示方式に

1991年　湾岸戦争勃発

※日本はアメリカ中心の多国籍軍に130億ドルもの戦費を支出するが，「血を流さない貢献」と国際的非難を浴びる。戦後に機雷除去のため自衛隊の掃海艇を派遣（＝初の自衛隊海外派遣）。

1992年　〔　　　　　　　〕**協力法〔国際平和協力法〕**の制定→宮沢喜一内閣

※以後，**カンボジア**を皮切りに現在の南スーダンまで各地に自衛隊を派遣。

1996年　**日米安保共同宣言**→橋本龍太郎内閣による安保再定義

1997年　**新ガイドライン**

2001年　ＰＫＯ協力法改正→ＰＫＦ〔平和維持軍〕本体業務での活動も可能に

2006年　自衛隊法改正→海外活動は「付随的任務」から国土防衛と並ぶ「本来任務」に

2007年　防衛庁が〔　　　　　　　〕に昇格（防衛大臣は文民）→安倍晋三内閣

2013年　**国家安全保障会議**〔日本版ＮＳＣ〕の設置（もと安全保障会議）→安倍晋三内閣

※内閣の下に設置され，国防に関する重要事項の決定を担う。

2015年　安全保障関連法制定→**個別的自衛権**に加え〔　　　　　　　〕**自衛権**の行使も容認

新々ガイドライン

ＰＫＯ協力法再改正→ＰＫＯ〔平和維持活動〕以外の復興支援活動にも参加可能

※自己から離れた場所にいる国連やＮＧＯ〔非政府組織〕の職員，他国軍の兵士らが武装集団に襲われた場合に助けに向かう「**駆けつけ警護**」も可能に。

〔　　　　　　　　　〕**支援法**

※自衛隊は「非戦闘地域」でも諸外国部隊への後方支援が可能に。

まとめ
警察予備隊が保安隊を経て，自衛隊となった。
内閣総理大臣と防衛大臣には，文民しか就任できない（文民統制）。

Chapter2　基地反対闘争と自衛隊に関する憲法判断

目標
日米安全保障条約に対し，裁判所がとってきた立場について知ろう。
自衛隊は政府の解釈ではどのような性質のものか，考えよう。

1　基地反対闘争と日米安保に関する憲法判断

日米安全保障条約による米軍の駐留は，**憲法第**〔　　〕**条**との関係もあり，〔　　　　〕**改憲**や明文改憲（＝憲法改正問題）などの主張を交えた激しい論争の的となってきた。

①内灘事件（石川県，1952 ~ 53年）

米軍試射場反対運動。基地反対闘争が全国化する契機となった。

②〔　　　　〕**事件**（**東京都**，1957年起訴～ 59年）

米軍基地拡張反対運動。基地反対闘争の頂点で，行政訴訟により司法消極主義も明らかになった。

※一審の地方裁判所で「在日米軍＝戦力」と判断され違憲判決。

※跳躍上告審で終審となった最高裁判所は，「在日米軍≠戦力」とした上で，〔　　　　　　　　〕（＝条約締結や軍事など高度に政治的な問題に関しては，一見極めて明白に違憲・無効と認められない限り司法審査になじまないとする）により憲法判断を回避。

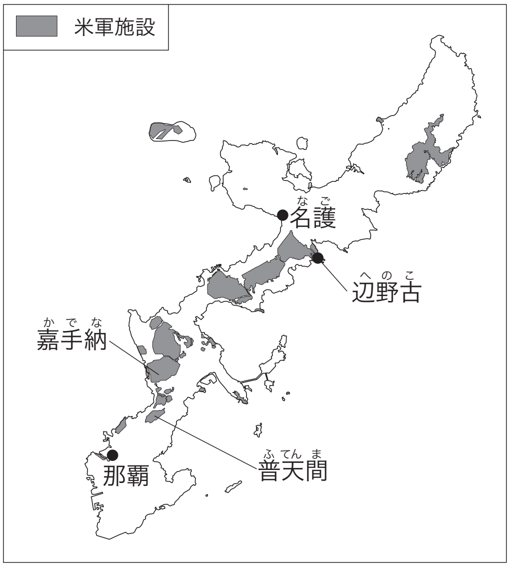

沖縄のおもな在日米軍施設

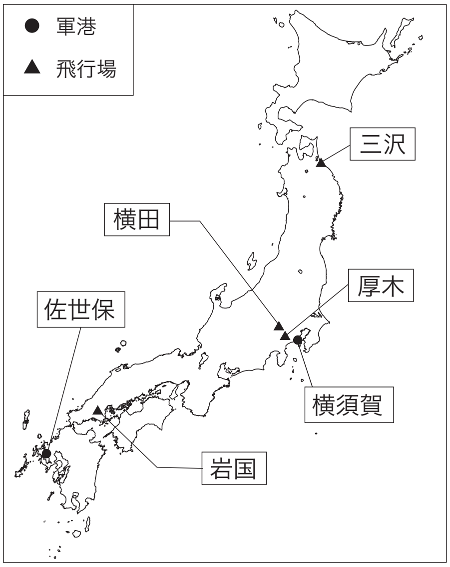

沖縄以外のおもな在日米軍施設

2 自衛隊に関する憲法判断

警察予備隊**→**保安隊・海上警備隊（のち警備隊）**→自衛隊**と続く日本の実質的な軍事力増強は，**憲法第９条**との関係もあり，**解釈改憲**や明文改憲（＝憲法改正問題）などの主張を交えた激しい論争の的となり，数々の訴訟が行われてきた。

※政府解釈は「**自衛のための必要最小限度の**〔　　　　　〕」は禁止されておらず，自衛隊は「〔　　　　　〕」にはあたらないとしている。

①**恵庭事件**（**北海道**，1963年起訴～ 67年）

一審で自衛隊に関する憲法判断を回避。

②**長沼**〔　　　　　　　〕**基地訴訟**（**北海道**，1969年提訴～ 82年）

一審で自衛隊に違憲判決。二審〔控訴審〕の高等裁判所で統治行為論により判断回避。終審〔上告審〕の最高裁判所も憲法判断を回避し上告を棄却。

③**百里基地訴訟**（**茨城県**，1958年提訴～ 89年）

一審で統治行為論に基づき自衛隊の合憲性には触れず，自衛に必要な防衛措置は必要であると判断。二審〔控訴審〕と終審〔上告審〕は憲法判断回避。

④**自衛隊**〔　　　　　　　〕**派遣差し止め訴訟**（全国 11 地域，2004 ～ 08年）

名古屋高等裁判所は，原告の請求を退けつつも憲法判断に踏み込み，航空自衛隊による米兵などの空輸活動に関しては違憲と認定した。

まとめ

裁判所は日米安保条約に関しては統治行為論により憲法判断を控えている。
自衛隊は「自衛のための必要最低限度の実力」と政府に解釈されている。

第 6 講　PART2　確認問題

1 朝鮮戦争勃発後，GHQ〔連合国軍総司令部〕の指令に基づき発足した組織は何か。

① 保安隊　② 自衛隊
③ 海上警備隊　④ 警察予備隊

2 1952年のサンフランシスコ平和条約発効を契機に警察予備隊から改組された組織は何か。

① 海上警備隊　② 自衛隊
③ 保安隊　④ 海上保安庁

3 アメリカの経済援助を受ける代わりに，日本は防衛力増強の義務を負うことを定めた取り決めを何というか。

① 日米地位協定　② 日米防衛協力のための指針
③ 日米行政協定　④ MSA 協定

4 MSA 協定〔日米相互防衛援助協定〕締結後の 1954年に発足した組織は何か。

① 自衛隊　② 保安隊
③ 警察予備隊　④ 海上警備隊

5 PKO 協力法〔国際平和協力法〕制定時の内閣はどれか。

① 安倍晋三内閣　② 橋本龍太郎内閣
③ 三木武夫内閣　④ 宮沢喜一内閣

6 PKO〔平和維持活動〕として，自衛隊が初めて派遣された国はどこか。

① 南スーダン　② カンボジア
③ イラク　④ ゴラン高原

7 個別的自衛権に加え集団的自衛権の行使を容認することを規定した法律はどれか。

① 国際平和支援法　② 安全保障関連法
③ PKO 協力法　④ 自衛隊法

8 米軍基地反対闘争の頂点ともなった，1957年起訴の訴訟はどれか。

① 砂川事件　② 恵庭事件
③ 百里基地訴訟　④ 長沼ナイキ基地訴訟

9 一審で自衛隊に違憲判決を下した訴訟はどれか。

① 恵庭事件　② 砂川事件
③ 長沼ナイキ基地訴訟　④ 百里基地訴訟

10 一審で統治行為論に基づき自衛隊の合憲性には触れず，自衛に必要な防衛措置は必要であると判断した訴訟は何か。

① 百里基地訴訟　② 恵庭事件
③ 長沼ナイキ基地訴訟　④ 自衛隊イラク派遣差し止め訴訟

第 6 講　PART2　確認問題 解答

1 解答：④　警察予備隊は，米軍出撃後の日本の治安維持にあたる陸上部隊。

①：警察予備隊を増強・改組した陸上部隊で，1952 年に発足した。
②：MSA 協定〔日米相互防衛援助協定〕締結後の 1954 年に発足した。
③：1952 年に発足し，のちに警備隊となった。

2 解答：③　保安隊は陸上部隊である。

①：海上部隊として，1952 年に発足した。
②：MSA 協定〔日米相互防衛援助協定〕締結後の 1954 年に発足した。
④：運輸省（現国土交通省）の外局として，1948 年に設置された行政機関。

3 解答：④　MSA 協定は，日米相互防衛援助協定とも呼ばれる。

①：1960 年に結ばれた，在日米軍の地位などを定めた協定。
②：1978 年に発表された，米軍と自衛隊による日本有事の際の共同作戦に関する指針。
③：1952 年に結ばれた，日本がアメリカの駐留軍に基地（施設・区域・役務）を無償提供することなどを取り決めた協定。

4 解答：①　保安隊と警備隊を統合し航空部門も加え，陸上・海上・航空自衛隊からなる。

②：1952 年のサンフランシスコ平和条約発効を契機に警察予備隊から改組された。
③：朝鮮戦争勃発後の 1950 年に発足した。
④：海上部隊として，1952 年に発足した。

5 解答：④　1992 年に PKO 協力法〔国際平和協力法〕が制定された後，カンボジアなどに自衛隊が派遣された。

①：2013 年に国家安全保障会議〔日本版 NSC〕を設置した。
②：1996 年に日米安保共同宣言を発表した。
③：1976 年, 防衛費のＧＮＰ〔国民総生産〕１％枠を閣議決定した。

6 解答：②　1992 年，陸上自衛隊の施設部隊がカンボジアに派遣された。

①：2011 年に派遣された。
③：2003 年に派遣された。
④：1996 年に派遣された。

7 解答：②　集団的自衛権とは，自国に対する武力攻撃ではなく，同盟関係にある国への武力攻撃を実力で阻止する権利。

①：自衛隊は「非戦闘地域」でも諸外国部隊への後方支援が可能とした法律。
③：自衛隊がPKO〔平和維持活動〕に参加することを可能にした法律。のちに改正され，PKF〔平和維持軍〕での活動も可能になった。
④：自衛隊の設置について定めた法律。

8 解答：①　最高裁判所は，統治行為論にのっとり憲法判断を回避した。

②：北海道で起こった，自衛隊の演習騒音をめぐる事件。
③：茨城県で起こった，自衛隊基地建設をめぐる訴訟。
④：北海道で起こった，自衛隊基地建設をめぐる訴訟。

9 解答：③

二審の高等裁判所，終審〔上告審〕の最高裁判所とも憲法判断を回避し，最高裁は上告を棄却した。

①：一審で自衛隊に関する憲法判断を回避した。

②：一審で「在日米軍＝戦力」と判断され違憲判決が下された。

④：一審では統治行為論に基づき自衛隊の合憲性には触れず，二審〔控訴審〕と終審〔上告審〕は憲法判断を回避した。

10 解答：①

二審の高等裁判所，終審〔上告審〕の最高裁判所とも憲法判断を回避した。

②：一審で自衛隊に関する憲法判断を回避した。

③：一審で自衛隊に違憲判決を下した。

④：名古屋高等裁判所は，原告の請求を退けつつも憲法判断に踏み込み，航空自衛隊による米兵などの空輸活動に関しては違憲と認定した。